

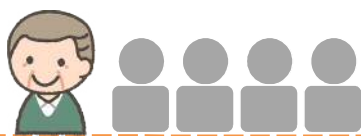
川崎市の認知症施策について

薬剤師認知症対応力向上研修

令和3年2月13日

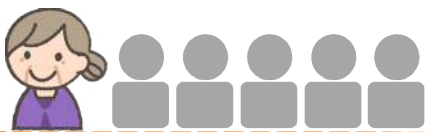
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

本市の高齢者の現状



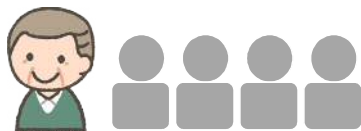
市の人口の**約5人に1人**が高齢者

(高齢者32.2万人／人口153.7万人)



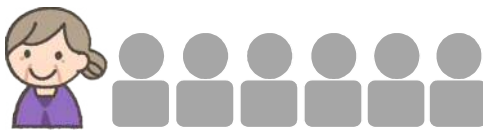
市の高齢者の**約5人に1人**が要介護等認定者

(要介護・要支援認定者5.9万人／高齢者32.2万人)



市の高齢者の**約5人に1人**がひとり暮らし

(ひとり暮らし高齢者5.8万人／高齢者30.2万人)



市の高齢者の**約6人に1人**が認知症（推計）

(認知症高齢者5.8万人／高齢者32.2万人)

※この表は、本市の全体的な高齢者の現状をイメージしていただくためのものであり、表中の数値は概算です。
※「要介護・要支援認定者」の数は令和2年10月1日時点で、第1号被保険者（65歳以上）の方をいいます。
※「ひとり暮らし高齢者」の数は、平成27年の国勢調査の結果です。
※「認知症」の方の数は、平成27年の認知症有病率に基づく推計であり、軽度認知障害（MCI）は含まれません。

本市の高齢者人口の推移



※平成30～令和元年度の人口は、「川崎市年齢別人口」による数字、令和2年度以降の人口は、本市総務企画局が平成29年5月に公表した「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」をもとに推計を行っています。
 ※全国の高齢化率は、平成30、令和元年度は「人口推計」（総務省）の確定値、令和2年度以降は、「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）から引用しています。
 ※65～74歳を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者といいます。

2

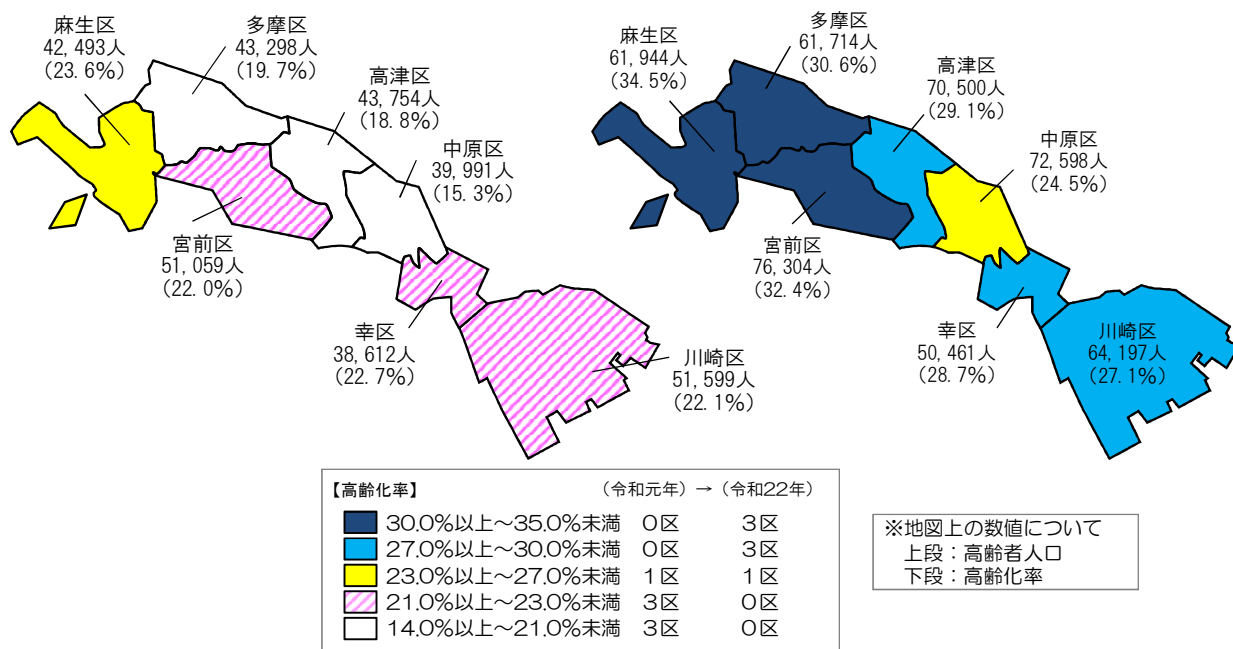
行政区別にみた高齢化の状況

令和元（2019）年10月

▶川崎区、幸区、宮前区、麻生区で高齢化率が21%を超えています。

令和22（2040）年（推計）

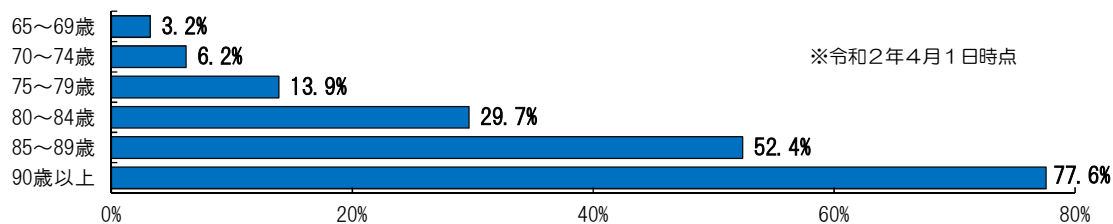
▶高津区、宮前区、多摩区、麻生区の高齢化率が10ポイント以上も上昇し、高齢化が急速に進む見込みです。



3

本市の年齢別の要介護・要支援認定率

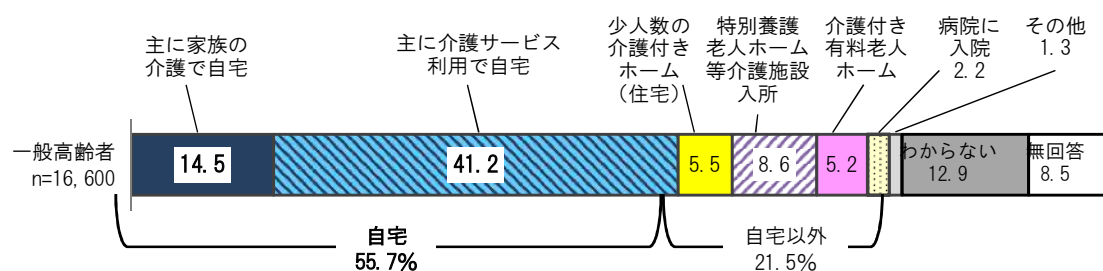
▶80歳以上になると、要介護・要支援認定を受ける割合が大きく上昇しています。



介護が必要になった場合の高齢者の意向

問 あなたは、介護が必要になった場合、どのようにしたいですか(単一回答)。

▶約56%の人が介護が必要になっても「自宅で暮らしたい」と回答しています。



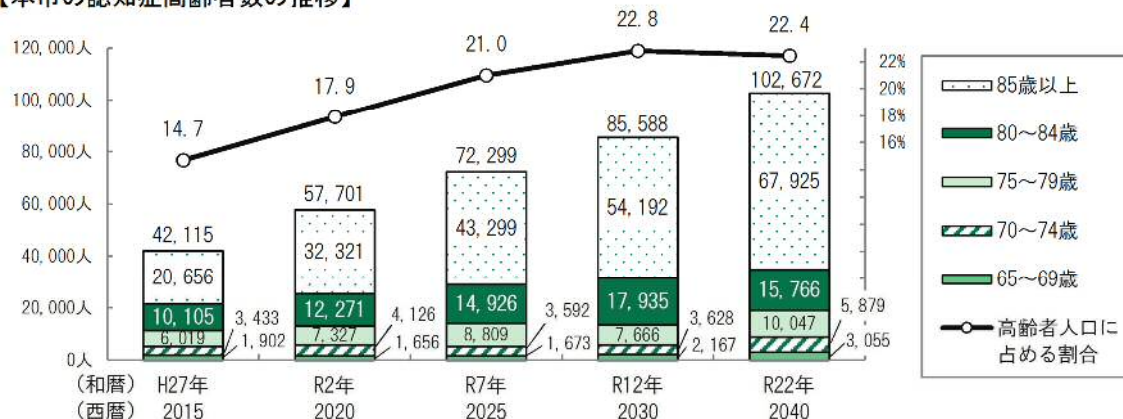
※平成28年度高齢者実態調査

4

本市の認知症高齢者数の推計

本市の認知症高齢者数は、令和2(2020)年に5.7万人を超え、市の高齢者の約6人に1人が認知症であると推計しています。今後増加を続け、令和12(2030)年には約8.6万人、令和22(2040)年には約10万人まで増加すると想定しています。

【本市の認知症高齢者数の推移】



※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授)から作成しています。

※この推計は、平成27年国勢調査をベースに、本市総務企画局が平成29年5月に公表した「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて算出したものです。認知症有病率に軽度認知障害(MCI)は含まれません。

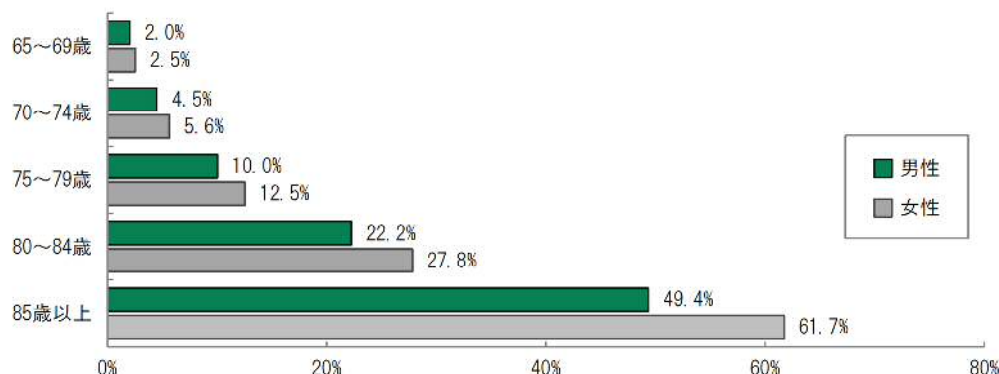
5

年齢別認知症の有病率

年齢別認知症の有病率

わが国全体の性別・年齢別の認知症にかかる方の割合（有病率）は、85歳以上になると大きく上昇し、男性が約5割、女性が6割以上の方が認知症になると推計されています。

【令和2（2020）年の年齢別有病率（参考：全国値）】



※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）から作成しています。

※この推計は、平成27年国勢調査をベースに、本市総務企画局が平成29年5月に公表した「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて算出したものです。認知症有病率に軽度認知障害（MCI）は含まれません。

6

認知症施策推進大綱（令和元年6月18日決定）概要

- 平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向け～」(新オレンジプラン)を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現に向けた取組みを進めてきた。
- 平成30年12月には、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、令和元年6月18日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられた。

認知症施策推進大綱（概要）（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」※1と「予防」※2を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を遅やかにする」という意味



コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることも含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

対象期間：2025（令和7）年まで

具体的な施策の5つの柱

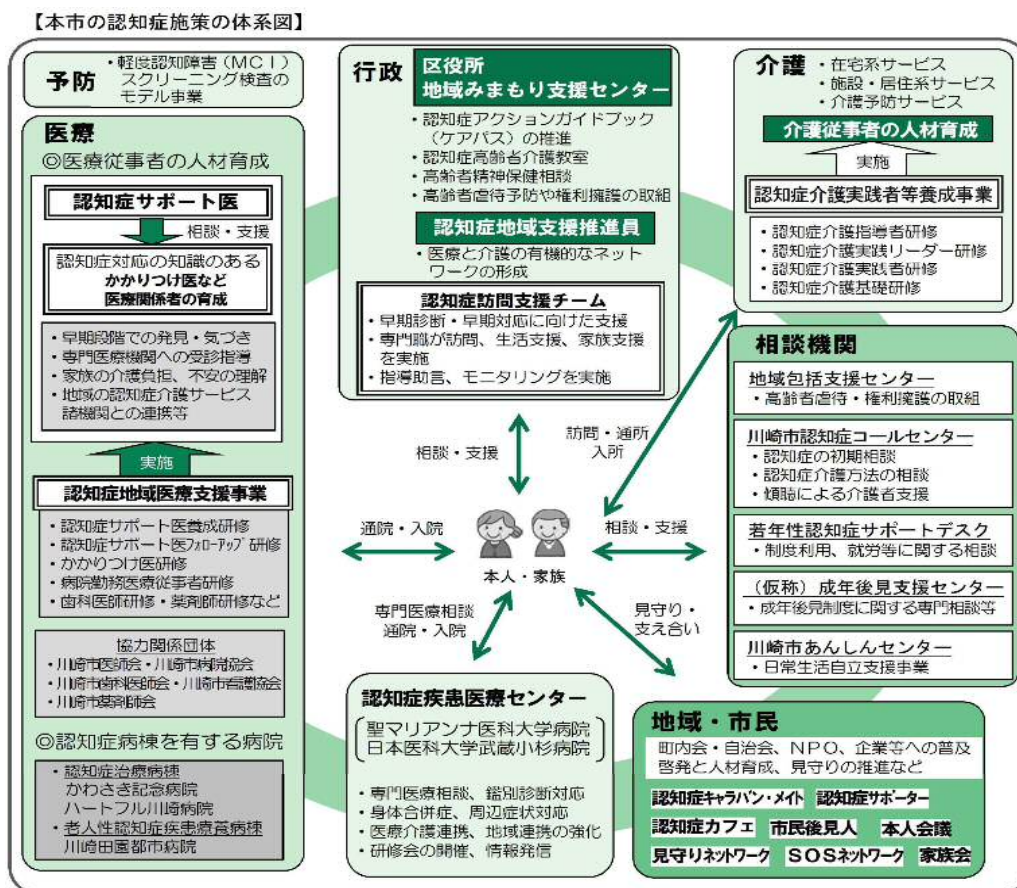
- ① 普及啓発・本人発信支援
 - ・企業・職場での認知症サポーター養成の推進
 - ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等
- ② 予防
 - ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
 - ・エビデンスの収集・普及 等
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
 - ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
 - ・企業認証・表彰の仕組みの検討
 - ・社会参加活動等の推進 等
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開
 - ・薬剤試験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点の重視

出典：厚生労働省資料

7

本市の認知症施策の体系図



8

専門職への認知症に関する研修

認知症サポート医養成研修

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言などの支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる「認知症サポート医」を養成します。

かかりつけ医認知症対応力向上研修

かかりつけ医に対し、適切な認知症診療の知識・技術や、認知症の人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施することにより、地域において、認知症の発症初期から、医療と介護が一体となった認知症の人への支援につなげる体制の構築を図ります。かかりつけ医は、認知症の早期発見・早期対応において非常に重要な役割を担っていることから、研修修了者の増加に努めます。

一般病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修

認知症の人が、認知症以外の病気やけがで入院するケースが増加しています。そこで、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について修得するための研修を実施することにより、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施につなげます。

歯科医師・薬剤師向け認知症対応力向上研修

かかりつけ医や地域包括支援センター等との日常的な連携機能を有する歯科診療所や薬局においても、歯科医師による口腔機能の管理や薬剤師による服薬指導を通じて、高齢者等と接する中で認知症の早期発見が期待されるため、平成29(2017)年度から歯科医師及び薬剤師に対する認知症対応力向上研修を実施しています。

9

認知症疾患医療センター

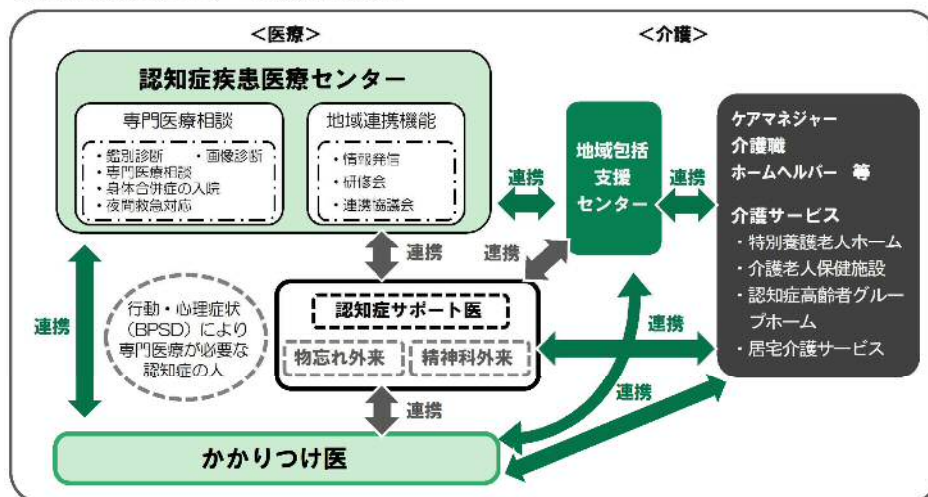
認知症疾患医療センターでの取組

「認知症疾患医療センター」において、専門医療相談、鑑別診断とそれに基づく初期対応、身体合併症や異常行動、暴言、暴力など精神症状の重い方への対応、多職種からなる「認知症疾患医療連携協議会」の一環として研修会、各種事例検討会を開催し、本市における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ります。

また、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、認知症サポート医やかかりつけ医等と連携し、医療体制の強化に努めるとともに、地域包括支援センター等の関係機関との連携により、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを進めます。

なお、近年認知症疾患医療センターにおける相談件数が、全国平均と比較して非常に多い状況にあることや、地域の医療体制及び連携体制の更なる強化のため、センターの体制強化について検討します。

【認知症疾患医療センターの機能と関係図】



10

川崎市認知症疾患医療センター

川崎市では、**聖マリアンナ医科大学病院**と**日本医科大学武蔵小杉病院**に、認知症疾患医療センターを設置して認知症に関する専門医療相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

- 相談は無料です（電話料金はかかります）。
- 相談内容・個人情報を守られます。
- 認知症に詳しい専門の相談員が対応します。
- 専門の医師や、他の関係機関に適切につなぎます。
- 鑑別診断・入院のご相談に応じます。

聖マリアンナ医科大学病院

認知症専門医療相談窓口
●認知症(老年精神疾患)治療研究センター

044-977-6467

<受付時間>
月～金曜日 9時30分～16時30分
(土日祝日及び年末年始を除く)

日本医科大学武蔵小杉病院

認知症専門医療相談窓口
●街ぐるみ認知症相談センター

044-733-2007

<受付時間>
月～金曜日 9時00分～16時00分
(土日祝日及び年末年始を除く)

11

川崎市認知症コールセンター



認知症相談 川崎市認知症コールセンター

サポートほっと

認知症介護、一人で悩まないで、抱え込まないで、ご相談ください。専門家、介護経験者が電話で相談に応じます。面談相談も受け付けます。お気軽にお問合せください。

相談電話 **0570-0-40104** ほっとよ ~ほっとよ~

受付時間 毎週 月・火・木・金・(日) 午前 10 時 ~ 午後 4 時
専門医相談日 第4火曜 (予約制) (祝日、年末年始は除く)

※ 毎月第2・第4木曜日は午後8時まで、日曜日は第1・3日曜日のみ受付
※ 相談は無料ですが、通常の電話料金をご負担願います。(フリーダイヤルではありません)
※ 相談内容、秘密は厳守いたします。

☆ 相談開始 平成22年4月1日

☆ 相談室 川崎市多摩区登戸1803 たけやビル2F (多摩区役所横)

12

地域包括支援センター

地域包括支援センターへ
いつでもお気軽にご相談ください。

相談は
無料です

- ◆ 地域包括支援センターは、公的な相談機関です。
- ◆ 知り得た情報・秘密は、厳守いたします。
- ◆ ご自宅へお伺いして、ご相談に応じています。
- ◆ お電話でもご相談をお受けします。

※ 夜間・休日等窓口開設時間以外も、緊急の場合は相談を受け付けています。

1 お気軽にご相談ください
《総合相談・支援事業》

高齢者の福祉・医療・介護全般の相談窓口

- ・高齢者のみなさんの生活や介護に関する相談をうかがい、一緒に解決方法を考えます。
- ・介護保険制度の説明、必要な方には介護保険申請のお手伝いをします。
- ・高齢者のみなさんに役立つ地域の情報収集・提供を行います。

ご家族への支援

- ・在宅介護の方法等についての助言をいたします。
- ・認知症についての相談をお受けします。
- ・福祉用具の紹介、使い方の助言をいたします。

3 いつまでもお元気でいられるようお手伝いします
《介護予防ケアマネジメント事業》

介護予防ケアマネジメント

- ・要支援1・2と認定された方、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる方のケアプランを作成します。

健康維持のアドバイス

- ・住み慣れた地域ですこやかに生活していくために、健康づくりや介護予防についての支援をします。

地域包括支援センター

社会福祉士 主任介護支援専門員 保健師等を中心とした専門性を発揮しながら、職員全員がチームでみなさんの支援を行います。

2 みなさんの権利を守ります
《権利擁護事業》

お金・財産の管理、契約の不安についての相談

- ・成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用支援やあんしんセンターとの連携を行います。

高齢者虐待への対応

- ・高齢者への虐待の防止や家族等の介護者への支援を行います。

消費者被害(悪徳商法)の防止

- ・消費者行政センター等と連携し、情報提供等を行います。

4 地域でみなさんを支えます
《包括的・継続的ケアマネジメント支援事業》

地域のネットワークづくり支援

- ・地域のケアマネジャーへの支援や、町内会・自治会、民生委員、医療機関、ケアマネジャー、行政等と連携して、高齢者のみなさんを支えていけるように、地域の連携・協力体制づくりに取組みます。
- ・高齢者の個別課題の解決に向けた検討や、検討を通じた地域の連携・協力体制づくりを行うため、地域ケア会議を開催します。

地域活動への支援

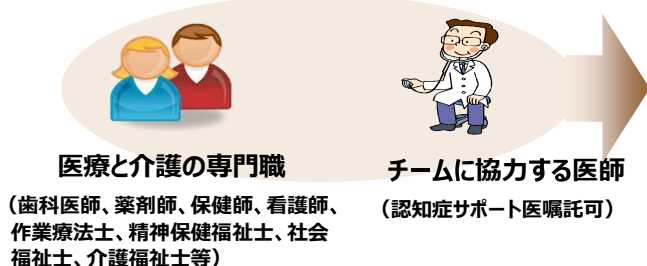
- ・ひとり暮らし食生活会やミニデイサービス等、ボランティア団体等への活動支援を行います。

13

認知症訪問支援チーム（認知症初期集中支援チーム）

複数の専門職が家族の訴え等により
認知症が疑われる人や認知症の人及び
その家族を訪問し、アセスメント、家族
支援等の初期の支援を包括的・集中的
（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活の
サポートを行うチーム

【認知症初期集中支援チームのメンバー】



【配置場所】 各区役所高齢・障害課

【対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ
認知症が疑われる人又は認知症の人で
以下のいずれかの基準に該当する人

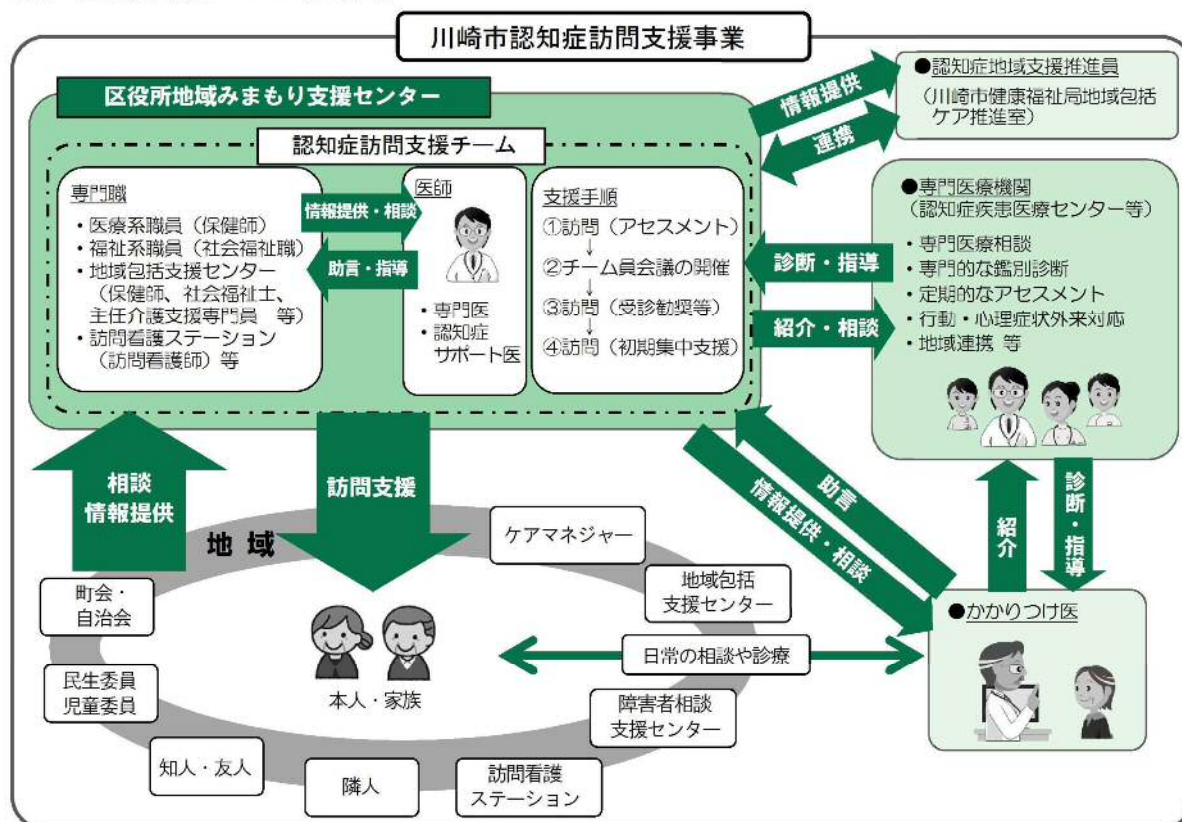
◆ 医療・介護サービスを受けていない人、
または中断している人で以下のいずれかに
該当する人

- (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
- (イ) 継続的な医療サービスを受けていない人
- (ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない人
- (エ) 診断されたが介護サービスが中断している人

◆ 医療・介護サービスを受けているが
認知症の行動・心理症状が顕著なため、
対応に苦慮している

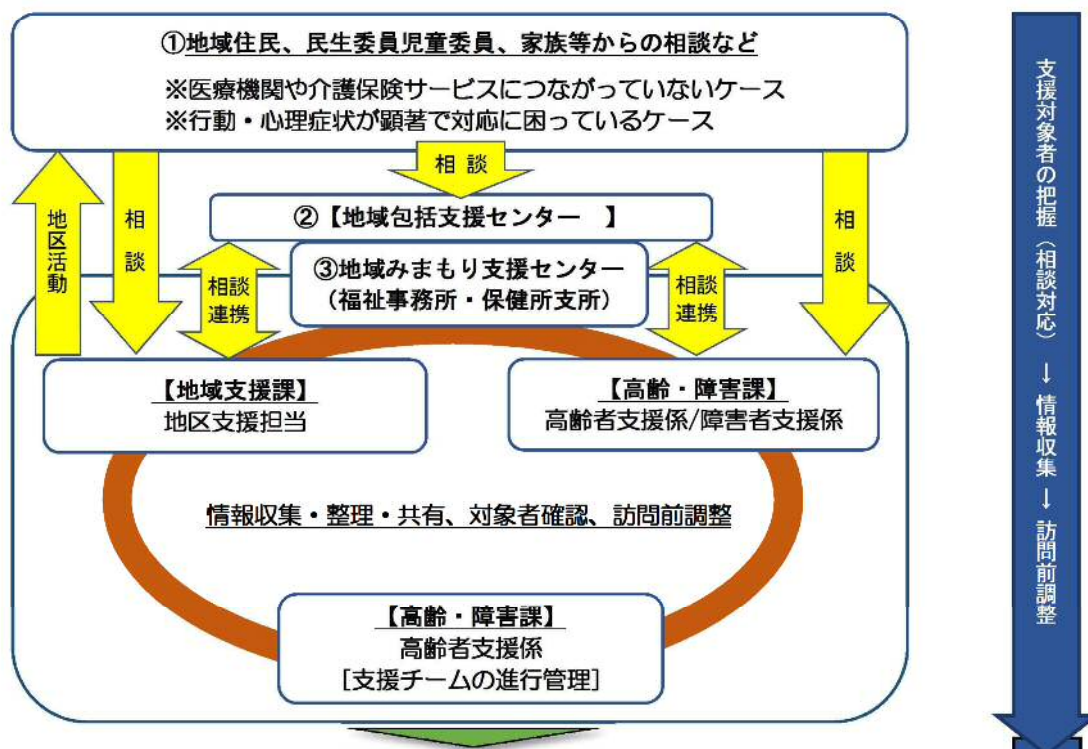
認知症訪問支援チーム（認知症初期集中支援チーム）

【認知症訪問支援チームの概念図】

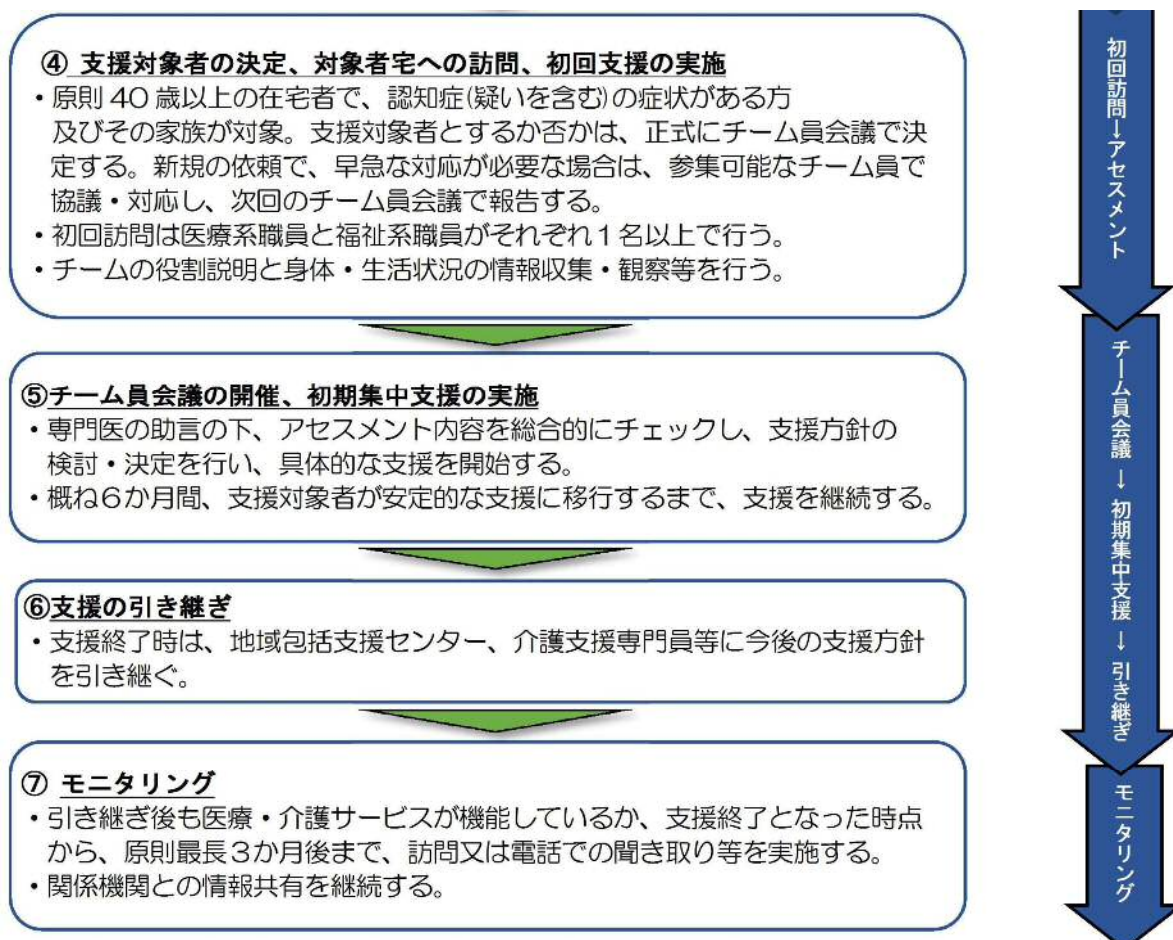


認知症訪問支援チーム（認知症初期集中支援チーム）

訪問支援の流れ



16



17

若年性認知症の方への支援

こんにちは

令和2年4月から
川崎市に設置されました。

若年性認知症支援 コーディネーター です。



認知症は65歳未満の若い人が発症することもあり、それを「若年性認知症」といいます。

若年性認知症支援コーディネーターは、ご本人やご家族からのご相談の受付、支援に携わるネットワークの調整などを行っています。

ご本人の
「やりたいことが
できる」居場所づく
りの支援をします。

利用できる
制度やサービスの
情報を提供します。

就労に関する
支援や企業への普及
啓発を行います。

NPO法人 **マイWay**
若年性認知症サポートデスク
☎044-400-7060 (直通)

【受付時間】月～金 9時～16時 (祝日・年末年始を除く)

【住 所】川崎市高津区下作延6-4-3
エムズビル3F

＜アクセス＞

JR南武線「津田山」駅下車改札を出て
左に向かい、信号を渡ってすぐ



国立病院機構
久里浜医療センター
(地域医療連携室)

☎ **046-848-2365** (直通)
月～金曜 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

担当エリア 川崎、横須賀・三浦、湘南東部

曽我病院 (福祉医療相談室)

☎ **0465-42-1630** (代表)
月～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

担当エリア 相模原、県央、湘南西部、県西

横浜市
総合保健医療センター診療所
(総合相談室)

☎ **045-475-0105** (直通)
月～金曜 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

担当エリア 横浜

18

若年性認知症の特徴と現状

- 全国における若年性認知症者数は **3.78万人** と推計
- 18～64歳人口における人口10万人当たり若年認知症者数は47.6人
- 基礎疾患としては、**脳血管性認知症39.8%、アルツハイマー病25.4%、頭部外傷後遺症7.7%、前頭側頭葉変性症3.7%、アルコール性認知症3.5%、レビー小体型認知症3.0%**の順であった。

認知症高齢者との違い

- 発症年齢が若い
- 男性に多い
- 初発症状が認知症特有でなく、診断にくい
- 異常であることに気が付くが、受診が遅れる
- 経済的な問題が大きい
- 主介護者が配偶者に集中する
- 本人や配偶者の親などの介護が重なり、時に複数介護となる。
- 家庭内での課題が多い
(就労、子供の教育・結婚 等)

＜認知症高齢者の電話相談と比較した際の特徴＞

- ・ 若年性認知症及び若年認知症疑いの方からの相談では男性が多い (H24年度：39.1%)
※認知症高齢者からの相談では男性は **9.1%**
- ・ 本人からの相談が多い (H24年度：40.0%)
※認知症高齢者からの相談では本人からは **0.9%**
- ・ 社会資源や就労に関する情報提供や経済的な問題に関する相談が多い

※の認知症高齢者の電話相談における割合は：
「日本認知症ケア学会誌 2010」を引用

19

認知症サポーター

認知症に関する知識の市民への普及

認知症サポーター★養成講座

認知症に関する正しい理解を深める取組として、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き推進します。特に、認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等や、児童生徒に対する養成講座の拡大を図るため、本市地域包括ケアシステム連絡協議会の参画団体や教育委員会等との連携により、積極的な普及・啓発に努めます。

〔実績・計画〕（累計）

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
認知症サポーター 養成者数	62,223人	68,088人	70,480人	事業 推進	→	

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。



「認知症サポーター」と「チームオレンジ」

認知症サポーターは、認知症の理解者であり、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。認知症サポーターになるには、区役所や地域包括支援センター等が開催する認知症サポーター養成講座を受講する必要があります。

この認知症サポーターが、ステップアップ研修を経て、自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズにチームで応える仕組みがチームオレンジです。認知症サポーターの近隣チームにより、外出支援、見守り・声かけ、話し相手、認知症の人の居宅へ出向く出前支援等を行います。

20

軽度認知障害（MCI）スクリーニング検査

川崎市・東京都健康長寿医療センター研究所共同研究モデル事業

アタマとカラダの健康イベント

ー 脳の元気度チェック ー

講演

『認知症を学ぶ』

東京都健康長寿医療センター研究所の先生による認知症に関する講演。認知症を正しく理解しましょう。

認知機能検査

『状態を知る』

認知機能状態を把握するために、検査を受ける機会をご提供。ご自身のみで受検から結果までを知ることができます。この検査は2回受検していただきます。

予防運動

『体験する』

認知症予防運動プログラムを皆さんで体験。アタマとカラダ両方を使ったトレーニングにより脳を活性化させましょう。

「認知症」のこと、「正しく」知っていますか？

認知症は、何十年もの時間をかけて徐々に症状があらわれるものです。認知症の仲間を、軽度認知障害（MCI）といい、この段階で、ご自身の状態を把握し、適切な対策をすることで、認知症への進行を防ぐことができます。適切な対策は、何ら難しいことではありません。まずは、このイベントで「認知症」に対する正しい知識と理解を深めることから始めましょう。

アタマとカラダの健康イベント

ー 脳の元気度チェック ー

ご自分のアタマとカラダの状態を知りつつ、学び、予防することをはじめてみませんか？
皆さんのご近所で、行いますのでお気軽にご参加ください。
また、このイベントは毎年半年後に2回目の検査を受けていただきます。

申込み方法等

対象者： 市内在住の60歳以上の方

応募方法： 氏名、住所、性別、生年月日、連絡先、希望する会場を電話にて御連絡ください。

コールセンター電話 03-5308-5525

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時（祝日は除く）

*1人につき1会場限りの応募となります。複数の会場の応募はできません。
*各会場、先着30名となります。（定員に達次第終了）

問合せ先： 健康福祉局地域包括ケア推進室 044-200-0207

区	会場	開催日時
川崎	川崎区役所 7階会議室	10月6日（火） 午前10:00～12:00
	川崎区役所 7階会議室	10月6日（火） 午後2:00～4:00
	川崎区役所 7階会議室	10月8日（木） 午前10:00～12:00
	幸区役所 3階ホール	10月5日（日） 午前10:00～12:00
	幸区役所 3階ホール	10月12日（月） 午前10:00～12:00
幸	幸区役所 3階ホール	10月13日（火） 午前10:00～12:00
	中原区役所 5階会議室	10月5日（月） 午後2:00～4:00
	中原区役所 5階会議室	10月8日（木） 午後2:00～4:00
中原	中原区役所 5階会議室	10月12日（月） 午後2:00～4:00
	子母沢老人いこいの家	8月3日（日） 午後1:30～3:30
	高津区役所 5階会議室	8月17日（日） 午前10:00～12:00
高津	くじろ老人いこいの家	8月17日（日） 午後1:30～3:30
	高津区役所 5階会議室	8月24日（月） 午前10:00～12:00
	日曜台老人いこいの家	8月24日（月） 午後1:30～3:30
日曜	高津区役所 5階会議室	8月31日（日） 午前10:00～12:00
	高津区役所 5階会議室	8月31日（日） 午後1:30～3:30
	多摩区役所 5階会議室	9月7日（月） 午前10:00～12:00
多摩	多摩区役所 5階会議室	9月7日（月） 午後1:30～3:30
	西多摩老人いこいの家	9月14日（月） 午前10:00～12:00
	西多摩老人いこいの家	9月14日（月） 午後1:30～3:30
西多	西多摩老人いこいの家	9月14日（月） 午前10:00～12:00
	西多摩老人いこいの家	9月28日（月） 午前10:00～12:00

21

日常生活自立支援事業

【実施主体：川崎市あんしんセンター（川崎市社会福祉協議会）】

● 日常的な金銭管理サービス

- ・年金や福祉手当の手続きの代行
- ・税金、社会保険料、公共料金、医療費、家賃などの支払代行

● 書類等の預かりサービス

- ・金融機関の貸し金庫にて、以下の書類を保管
証書（年金証書、預貯金の通帳、権利証、保険証書）
印鑑（実印、銀行印）

● 福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスについての情報の提供
- ・福祉サービスの利用手続き、支払い代行、苦情手続き代行

22

成年後見制度の仕組み

○任意後見制度

本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、「誰に」「どのように支援してもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度

○法定後見制度（下表参照）

本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型がある。家庭裁判所に審判の申立てを行い、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人・保佐人・補助人が選ばれる制度

		後 見	保 佐	補 助
対象者		判断能力が全くない	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分
申立て権者		本人・配偶者・4親等内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活行為を除く）	特定の事項※1についての同意権※2、取消権（日常生活行為を除く）	—
	申立てにより与えられる権限	—	● 特定事項※1以外の事項についての同意権※2、取消権（日常生活行為を除く） ● 特定法律行為※3についての代理権	● 特定事項※1の一部についての同意権※2、取消権（日常生活行為を除く） ● 特定法律行為※3についての代理権

※1 借入金、訴訟行為、相続の承認・放棄等の事項（民13Ⅰ）

※2 特定の法律行為を行う場合に、本人に不利益がない場合の同意権限

※3 民13Ⅰに挙げられる、要同意の行為に限定されない

23

高齢者虐待の現状と薬局・薬剤師の役割

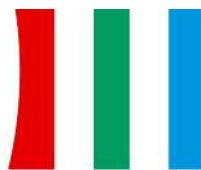
- **被虐待高齢者**のうち、要介護認定を受けている者が68.0%であり、さらにそのうち、**認知症の日常生活自立度がⅡ以上（見守りや援助が必要）の人が72.7%**であった。
- 虐待の種別・類型（複数回答）では、**身体的虐待 67.1% が最も多く、次いで心理的虐待 39.4%、介護等の放棄19.6%、経済的虐待 17.2% の順に多い。**
- 高齢者の権利擁護、介護者（養護者）の支援に向けて、早期発見・見守り機能に加え、相談・介護支援を中心にした一次的な虐待対応機能、専門的な虐待対応機能など、地域の重層的な仕組みが必要



**薬局店頭で虐待の可能性に気付いたときは、
市区町村・地域包括支援センターに連絡**

厚生労働省：「令和元年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」より

24



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

ご清聴ありがとうございました

25